

## 東京都アルコール健康障害対策推進委員会設置要綱

令和元年 9 月 12 日  
31 福保障精第 925 号  
改正 令和 5 年 7 月 1 日  
5 福保障精第 549 号

### (目的)

第 1 条 東京都におけるアルコール健康障害対策を推進するため、東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理、関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的として、東京都アルコール健康障害対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第 2 条 推進委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 関係団体等における取組状況の共有、意見交換に関すること。
- (3) アルコール健康障害対策を推進するための施策の検討に関すること。
- (4) その他アルコール健康障害対策の推進に関し必要な事項に関すること。

### (構成)

第 3 条 推進委員会は、次のうちから、東京都福祉局長（以下「福祉局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体の代表
- (3) 当事者団体の代表
- (4) 酒類販売事業者団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 推進委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。



(副委員長)

第6条 推進委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 推進委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、福祉局障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。